



神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク等の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別紙「神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク」及び関連イラスト（以下「認知症マーク等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 認知症マーク等に関する一切の権利は、神奈川県（以下「県」という。）に属するものとする。

(利用の申出)

第3条 認知症マーク等を利用しようとする者（県機関、市町村及び公益社団法人認知症の人と家族の会を除く）は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長（以下、「高齢福祉課長」という。）あて、「神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク等利用申出書」（第1号様式）により利用の申出をするものとする。

2 申出ができる者は、認知症キャラバン・メイト等、認知症施策の普及啓発を行う者に限るものとする。

(利用の制限)

第4条 認知症マーク等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体、企業を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 認知症マーク等や県の認知症施策のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 認知症マーク等が変形されている場合
- (8) その他高齢福祉課長が適当でないと判断した場合

(利用料)

第5条 認知症マーク等の利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定により申出を行った者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申出をした利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(利用状況の調査)

第7条 高齢福祉課長は、利用者に「神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク等利用状況報告書」（第



2号様式)により、認知症マーク等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の取消等)

第8条 高齢福祉課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用を取り消し、利用者に対し、回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 申出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他認知症マーク等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 高齢福祉課長は、前項の取消を行った場合は、「神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク等利用取消通知書」(第3号様式)を利用者に交付する。

3 利用者は、第1項により利用が取り消された場合、利用取消の日から使用することはできないものとする。

4 高齢福祉課長は、第1項の規定による利用の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費の負担)

第9条 県は、この要綱による利用の申出に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、第3条による利用の申出、第6条による利用上の遵守事項及び第8条による利用の取消に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、認知症マーク等を利用した制作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。

3 利用者は、認知症マーク等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 県は、認知症マーク等の利用許諾の状況を公開することができる。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認知症マーク等についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。